【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

1 学校の取組

一子仪07以社	<u>. </u>		児童生徒への指導、学校の具体的取組等
1 いじめの未然防止			〇わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。 〇職員による玄関前でのあいさつを継続して行い、人間関係づくりとコミュニケーション 力の育成を図り、いじめの起こりにくい雰囲気づくりに努める。
2 いじめの早期発見		芒見	〇授業における日常的な児童生徒観察に努める。 〇日々の家庭との連絡ノートや担任と放課後等デイサービスとの連携により、児童生徒の様子に変わった点がないかなどの情報交換を大事にする。
3 いじめの早期対応		児童生徒いじめを受けた	〇生徒指導主事と学級担任が中心となり事実関係を調査・確認し、学部会で職員の共通理解を図る。 〇保護者等と相談の上、事実関係を把握して医療機関を受診させる。 〇いじめが継続しない環境づくりを行う。
		いじめを行った児童生徒	○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為に気付いた場合、気付いた教職員がその場でその行為を止める。 ○気付いた教職員は部主事に速やかに報告する。 ○関係する児童生徒を含め生徒指導主事と学級担任が中心となり事実関係を調査・確認し、学部会で職員の共通理解を図る。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。
	暴力を伴わないいじめ	児童生徒いじめを受けた	○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○気付いた教職員は部主事に速やかに報告する。 ○生徒指導主事と学級担任が中心となり事実関係を調査・確認し、学部会で職員の共 通理解を図る。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。
		いじめを行った児童生徒	 ○いじめと疑われる行為に気付いた場合、気付いた教職員がその場でその行為を止める。 ○気付いた教職員は部主事に速やかに報告する。 ○関係する児童生徒を含め生徒指導主事と学級担任が中心となり事実関係を調査・確認し、学部会で職員の共通理解を図る。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。
	その他の児童生徒へ	理解〇周	しめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを させる。 囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。 じめを許さない集団となることの大切さを理解させる。

2 家庭(PTA)との連携

	〇子どもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。
安成(DTA) Lの連携	〇子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。
家庭(PTA)との連携	〇学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。
	OPTA総会や学校行事等へ積極的に参加していただくよう働きかける。